

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月20日

富山地方法務局魚津支局 登記官 正田勝也

記

意見又は資料の提出先

富山地方法務局登記部門

〒930-0856 富山市牛島新町11番7号

電話（076）441-0576（直通）

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積 m ²
	所在	地番		
2301-2026-0001	魚津市鹿熊字中割	1 6 2 6	宅地	9 2 ・ 5 6
2301-2026-0002	魚津市鹿熊字大畑	2 0 7 8	墓地	2 6
2301-2026-0003	魚津市鹿熊字大畑	2 0 8 0	墓地	1 1 9